	案	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
構成要素	町田市	東京都	世田谷区	目黒区	調布市	豊島区	日野市	東京都内	西東京市	江戸川区	多摩市	中野区	武蔵野市	川崎市	神奈川県相模原市	横須賀市	北海道 札幌市	奈良県 奈良市
1 条例の名称	町田市 (仮称) 子ど もにやさしい まち条例	東京都 こども基本 条例	世田谷区 子ども条例	目黒区 子ども条例	調布市子ども条例	豊島区 子どもの権利 に関する条例	日野市子ども条例	小金井市 子どもの権利 に関する条例	西東京市 子ども条例	江戸川区 子どもの権利 条例	多摩市子ども・若者の権利を保険	中野区 子どもの権利 に関する条例	武蔵野市	川崎市 子どもの権利 に関する条例	相模原市	横須賀市	札幌市 子どもの最善 の利益を実現	奈良市子ども
2 施行日	2023年度	2021. 4. 1	2002. 4. 1 最新改正 2020. 4. 1	2005. 12. 1 最新改正 2013. 10. 1	2005. 4. 1	2006. 4. 1 最終改正 2018. 1. 1	2008. 7. 1	2009. 3. 12	2018. 10. 1	2021. 7. 1	2022. 4. 1	2022. 4. 1	2023. 4. 1 予定	2001. 4. 1 最新改正 2005. 3. 24	2015. 4. 1	2022.7.1 予定	2009. 4. 1 最新改正 2020. 4. 1	2015. 4. 1
3 子どもの定義	18歳未満、 その他	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満	18歳未満、 規則で定める 者	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	おおむね 30歳代まで	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他	18歳未満、 その他
4 子どもの対象	市内在住、 在勤、在学、 その他市内で 活動する者	必要に応じて 施策の対象範 囲を定める		区内に住んだり、学んだり、遊んだり、遊んだり、働いたりする18歳未満の人	市民		ンドキケラロファーナーがた	111111111111111111111111111111111111111		区内に住んで いたり、学ん でいたり、働 いていたり、 活動したりし ている人	市民(団体を除く)	区内に在住 し、たは を はたさ を は を は で 生 を り、た は で と た は で り、た は で り、た は で り、た は で り、た は り、た り、た り、た り、た り、た り い 、 た り 、 た り 、 し 、 し 、 し し 、 し し し し し し し し し し し		市民をはじめ市に関係のある者		全ての者		
5 条例の構成																		
1 前文       2 具体的な子どもの権利の条文	0	0	0	0	0	0	0	0	(前文記載)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 章 (条) の数	未定	(17条)	6章 (32条)	4章(22条)	6章 (22条)	0	6章 (23条)	$\overline{}$	6章 (27条)	(11条)	(11条)	6章 (28条)	-	8章 (41条)	8章(33条)	5章 (21条)	8章(49条)	5章 (21条)
6 取組の主な内容																		
1 子育て・家庭支援 2 遊び場・居場所づくり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
3 育ち・学ぶ環境整備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
4 地域に関すること	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0			0	
5 子どもの健康         6 子どもの意見表明・参加         子ども会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 いじめ対応	0		0	0	0		0		0	0		0	0	0		0	0	0
8 虐待・体罰の防止 9 相談・救済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
権利擁護の仕組み 10 子どもの安心・安全		0	人権擁護委員	子どもの権利権護委員	0	子どもの権利権護委員	0	-	-	子どもの権利擁護委員		権利救済委員	子どもオンブ ズパーソン、 知外・調本車	川崎市人権オンブズパーソン	相模原市こど		札幌市子ども委員に している。 している。 はできる。 はできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にで。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にできる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にで。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にで。 にで。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にで。 にでる。 にでる。 にでる。 にでる。 にで。	0
10 了ともの女心・女王 11 普及・啓発	0	0	0	0	0	0	市の役割に記載	0	0		市の役割に記載		0	0	0	0	0	0
7 取組の主体	_			_	_	_		-	_						_		'' ''	_
1 家庭・保護者の役割・責務 2 教育機関等の役割・責務	0		0	0	0	0	おとなの役割に記載		0	0	市民の役割に記載		0	0	0	0	0	0
3 市民・地域の役割・責務 4 事業者の役割・責務	0		0	0	0	0		0	0	0	市民の役割に記載	0	0	0	0	0	0	0
5 自治体の役割・責務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 おとなの役割・責務	0						0	0										
7 子どもの役割・責務 8 推進の仕組み	0						0	0										
1 計画の策定	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0		0				0
2 推進体制の整備	0	0	0	0		子どもの権利委員会	0		0		0	0	0	0			0	0
3 評価・検証	0	17夕 . Bhrb L	00名,夏八十	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	0	0	() (A → H- の 4h		0	//L中i 主求 →.	フレナだける	17名,分田の	一	0		0	0	0
特記事項		17条:財政上の措置を定めている。	の協力(子育 てへの配慮) を定めてい る。	15条) にかけ て、考え方と	市が行う支援 を整理し、4 章で各主体の 役割・責務が		各割ど市いなされていなされている。			役割・責務を 担う主体が とに なれている。	なく、若者を	防止を定めている。	・前様にち記して、どい方 ・前性やの載して、とうでは、できれる。 でいたさ考。ど々の主内では、とうでは、できれる。 でいたのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般					